

主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人榊純義（名義）の上告趣意は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬ（弁護人吉中竜治の上告趣意書は、上告趣意書提出期間経過後に提出されたものであるから、判断を加えない。）。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項本文により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四七年七月一七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	大	隅	健 一 郎
裁判官	岩	田	誠
裁判官	藤	林	益 三
裁判官	下	田	武 三
裁判官	岸		盛 一